

第37回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和5年6月30日（金曜日） 開始 15:00 終了 17:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 川崎 善昭 6番 奥村 千扶子 10番 谷口 利則 16番 廣見 安彦
2番（会長代理） 内田 政秀 7番 森 通弘 11番 井手 重則 （4番欠席）
3番 鈴木 信 8番 堀口 宗幸 12番 山崎 昭二
5番 武田 昭一 9番 安永 博行 15番 原田 俊一

欠席農業委員 0名

出席推進委員 15名

17番 武田 秀俊 21番 田中 達成 25番 山口 広昭 29番 上村 眞司
18番 水谷 和義 22番 江藤 義和 26番 川崎 三樹夫 30番 山口 浩幸
19番 谷口 昭 23番 江藤 隆一 27番 森本 好昭 31番 門内 武
20番 河野 良人 24番 野辺 康徳 28番 鬼塚 晃

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 9番 安永 博行、11番 井手 重則

議事日程 第1 報 告(解約) 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 報 告(返上) 農地法第3条の規定による許可書の返上報告について
第3 議案第272号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第273号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第5 議案第274号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第6 議案第275号 非農地証明願いについて
第7 議案第276号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第8 議案第277号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第9 議案第278号 農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主任主事 日高 俊太郎 主 事 野邊 恵利菜

議長（1番）

ただいまから、第37回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日の出席委員は、『農業委員13名、農地利用最適化推進委員15名』でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
9番 安永 博行 委員
11番 井手 重則 委員 お願いします。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について、農地法第3条の規定による許可書の返上について

議長（1番）

ただちに議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、及び農地法第3条の規定による許可書の返上報告について、事務局より報告させます。

事務局

まず、農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は3件でございます。内容といたしましては、貸借契約の面積変更、農地売却が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。
次に、農地法第3条の規定による許可書の返上について報告いたします。
令和4年7月29日付シレイ第21号にて農地法第3条の規定により許可した案件につきましては、令和5年6月5日に渡人及び受人の双方から2筆の返上届の提出があり、受理しましたので報告いたします。
まず、1筆目の返上理由につきましては、畑として野菜を作付けする計画でしたが、隣接する宅地をリフォームすることになり駐車場が不足しているため、駐車場として利用したく返上されたものです。次に、2筆目の理由につきましては、畑として野菜を作付けする計画でしたが、日当たりが悪く耕作困難であることから観賞用の桜を植林したいため返上届が提出されたことをご報告いたします。

事務局

また、返上届がだされた2筆は、議案第274号、農地法第5条の受付番号2番と3番にて転用申請が提出されていることを申し添えます。以上でございます。

議案第272号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第272号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。審議に入ります前に、20番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。
暫時休憩します。

（ 20番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第272号は、受付番号1番から7番の7件であります。先に1番の1件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第272号、農地法第3条の規定による許可申請は受付番号1番から7番の7件であります。先に1番の所有権移転に関する1件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります。農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を、転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の許可申請受付番号1番の1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員

議案第272号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人が県外在住で管理ができないため遊休農地になっており、受人に所有権を移転するものです。受人は11月中に草払い・耕運を行い、令和6年5月にWCSを作付けするとのこととあります。受人世帯については、WCSを毎年2.3ha作付けしている養鶏農家であり、農業従事状況も本人と常時雇用者それぞれ300日以上農業従事がありますので、機械所有、労働力、技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地周辺は、水稲と飼料が作付けされておりますが、農薬等の使用は地域の防除基準を遵守し、草刈り等についても積極的に参加することとあります。遊休農地の解消にもつながりますので、農地利用の最適化が図られます。以上、受付番号1番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第272号、受付番号1番の1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第272号、受付番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということとありますので、議案第272号、受付番号1番の1件は許可することに決定いたします。

暫時休憩します。

（20番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは議案第272号、先に審議しました受付番号1番の1件を除く、受付番号2番から7番の6件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第272号、農地法第3条の規定による許可申請について、先ほど説明しました受付番号1番を除く、受付番号2番から7番の所有権移転に関する6件について説明します。

農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、先ほど受付番号1番で説明したとおりでございます。したがって、許可申請受付番号2番から7番の6件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、19番委員より受付番号2番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

19番委員

議案第272号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号2番の所有権移転に関する1件でございます。渡人は遠方で管理できないため受人である現在の耕作者に譲渡し、受人は申請地に飼料を作付けすることです。受人は水稻を2反4畝、飼料を2町5反作付けしており、本人は兼業農家ですが、父が80日と祖父が200日の農業従事があるため、機械所有、労働力、技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていかれると考えます。また、申請地周辺は、水稻と飼料が作付けされておりますが、農薬の使用は地域の防除基準に従い、草刈等の保全管理も行っていかれるため何も問題ありません。以上、受付番号2番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番の1件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第272号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号3番の所有権移転に関する1件でございます。受付番号3番は渡人が県外に転居するため受人が宅地と併せて購入し、家庭菜園として利用する計画です。受人は申請地に白菜、ニンジン、大根、玉ねぎを作付けし、小型耕運機を購入予定であり、農業従事も本人と妻がそれぞれ100日従事する計画でありますので、全ての農地を効率的に耕作する全部効率利用要件を満たしています。また、周囲は飼料が作付けしてありますが、申請地境界にはブロック

21番委員

が設置してあり、周辺農地の面的集積に影響はなく、地域計画の達成についても人・農地プランのエリア外でありますので問題ありません。自家菜園のため農薬は使用しませんが、周辺農地に影響をおよぼさないよう草刈り等も行われるため何も問題ありません。以上、受付番号3番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番から6番の3件について、18番委員より説明をお願いします。

18番委員

議案第272号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号4番から6番の所有権移転に関する3件でございます。まず、4番については、渡人は県外在住で管理できないため、申請地の隣接地が自宅である受人が家庭菜園として利用するため売買するものです。受人は申請地に白菜、ナス、トマト等を作付する計画です。草刈り機や管理機を保有しており、農業従事も本人が150日従事する計画でありますので、全ての農地を効率的に耕作する全部効率利用要件を満たしています。また、周囲は宅地化しており周辺農地の面的集積に影響はなく、地域計画の達成についても人・農地プランのエリア外でありますので問題ありません。自家菜園のため農薬は最小限とし、散布時期や時間帯を調整する計画でありますので何も問題ありません。次に、受付番号5番と6番の2件については、隣接農地であり受人が同一者でありますので一括して報告いたします。この2件の申請地は受人所有地と一体的に耕作、管理されているため、渡人は受人の要望に応じ譲渡されるものです。申請地には飼料を作付けされており、受人はWCSを61a、水稻を26a、飼料を38a作付けし、農業従事状況においても、本人が150日、妻が100日の従事があるため、機械所有、労働力、技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲は山林と宅地ですが、地域で行う草刈り等の共同作業には参加するとのことでしたので何も問題ありません。以上、受付番号4番から6番の3件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に7番の1件について、20番委員より説明をお願いします。

20番委員

議案第272号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号7番の所有権移転に関する1件でございます。渡人は高齢で規模縮小するため売買し、受人は申請地に水稻を作付けされるということです。受人においては、水稻169a、スイートコーン27aを作付けし、農業従事状況についても本人が180日、両親も300日以上に従事日数があるため、機械所有、労働力、技術面からみて問題なく効率的な農業経営が行っていけるとおもわれます。また、申請地周辺は山林と宅地ですが、農薬等の使用に

20番委員

については地域の防除基準に従い、地域の草刈り等の作業にも参加されるため問題ありません。また、今後は耕作することにより、遊休農地の未然防止にもなりますので、農地利用の最適化が図られるものと考えます。以上、受付番号7番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。これより議案第272号、受付番号2番から7番の6件について質疑にはいりません。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第272号、受付番号2番から7番の6件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第272号、受付番号2番から7番の6件は許可することに決定いたします。

議案第273号：農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第273号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。審議に入ります前に5番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。
暫時休憩します。

（5番委員 退室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは審議の都合上、議案第273号、農地法第4条第1項の規定による許可申請、受付番号1番と2番の2件、議案第274号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、受付番号2番と3番の2件、合計4件

議長（1番）

は関連案件ですので一括して審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第273号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は受付番号1番と2番の2件、議案第274号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は受付番号2番と3番の2件、合計4件は関連案件ですので一括して説明します。

農地法第4条第6項並びに同法第5条第2項、「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集团的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

議案第273号、受付番号1番と2番の2件、議案第274号、受付番号2番と3番の2件の合計4件の申請地農地区分は農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第4条第6項1号ロ並びに同法第5条第2項1号ロには該当しておりません。

したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請議案第273号、受付番号1番と2番の2件、議案第274号、受付番号2番と3番の2件の合計4件につきましては、農地法第4条第6項各号並びに同法第5条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たしていると思われま。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きの通りでございます。

ただいまの説明に対しまして、18番委員より議案第273号、受付番号1番と2番、議案第274号、受付番号2番と3番、合計4件の調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。

18番委員

議案第273号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番と2番の2件と、議案第274号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番と3番の合計4件は関連案件となりますので一括して説明します。議案第273号受付番号1番と議案第274号受付番号3番につきましては、申請地は日当たりが悪く耕作困難であったため観賞用の桜を植林して管理していくため申請するものです。申請地図面の1ページから

18番委員

3ページをご覧ください。申請地の隣接は市道、宅地、雑種地のため農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないと思われま。続きまして、議案第273号受付番号2番と議案第274号受付番号2番について、申請地は受人所有の宅地と隣接しており、宅地までの通路と駐車場として利用したく申請するものです。申請地図面の1ページから4ページをご覧ください。周囲は宅地と市道と一部農地が隣接していますが、境界にブロックが設置してあるため土砂流出の恐れはありません。雨水対策については、通路は自然浸透で問題なく、駐車場についても北側の側溝に流されますので転用による土砂流出及びその他の災害を発生させる恐れはないと考えます。以上、議案第273号、受付番号1番と2番の2件と、議案第274号、受付番号2番と3番の2件の合計4件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号並びに同法第5条第2項各号に該当していないため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第273号、受付番号1番と2番、議案第274号、受付番号2番と3番の合計4件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第273号、受付番号1番と2番、議案第274号、受付番号2番と3番の合計4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第273号、受付番号1番と2番、議案第274号、受付番号2番と3番の合計4件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。
暫時休憩します。

（5番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（1番）

それでは議案第273号、先に審議しました受付番号1番と2番の2件を除く、受付番号3番の1件を議題としまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第273号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番と2番の2件を除く、受付番号3番の1件について説明します。農地法第4条第6項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、先程受付番号1番と2番でご説明したとおりでございます。また、受付番号3番の1件の申請地農地区分は、農用地域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第4条第6項1号ロには該当しておりません。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号3番の1件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当していないため許可要件の全てを満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして16番委員より受付番号3番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

16番委員

議案第273号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号3番の1件です。申請地図面の5ページから7ページをお開き下さい。申請地周辺の山林化に伴い獣害被害が多く耕作困難であったため、申請人は平成9年頃に申請地に杉を植林されており、今回、始末書付きで申請がなされています。周囲に農地はなく、雨水は自然浸透で土砂流出等の問題もありません。以上、受付番号3番の1件について調査いたしました。農地法第4条第6項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第273号、受付番号3番の1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第273号、受付番号3番の1件を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 2 7 3 号、受付番号 3 番の 1 件は許可相当とし意見を付して県へ副申いたします。

議案第 2 7 4 号：農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

議長 (1 番)

次に議案第 2 7 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、先ほど審議しました受付番号 2 番と 3 番の 2 件を除く、受付番号 1 番と 4 番から 9 番の 7 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 2 7 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見については、受付番号 2 番と 3 番の 2 件を除く、1 番と 4 番から 9 番の所有権移転に関する 7 件について説明します。

農地法第 5 条第 2 項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1 号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1 号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2 号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3 号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4 号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号 1 番の 1 件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている「第 1 種住居地域」に該当する「第 3 種農地」に区分されますので、農地法第 5 条第 2 項 1 号ロには該当しておりません。受付番号 4 番から 9 番の 6 件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第 2 種農地」に区分されますので、農地法第 5 条第 2 項 1 号ロには該当しておりません。したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号 1 番と 4 番から 9 番の 7 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を全て満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、6番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員

議案第274号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の1件です。申請地の隣接地には受人の子供が居住しており、申請地は倉庫及び住宅敷地として利用されているため申請されたものです。申請地図面の8ページから11ページをご覧ください。申請地には昭和58年に倉庫が建設されており、今回、始末書付きで申請がなされています。排水については自然浸透ですが、大雨時は隣接保育園の側溝に流させてもらうことで承諾済みとのことであり問題ありません。以上、受付番号1番の1件について調査いたしました。農地法5条第2号各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

次に4番の1件について、5番委員より説明をお願いします。

5番委員

議案第274号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号4番の1件でございます。申請地図面の12ページから18ページをお開き下さい。渡人は高齢で管理できないため、息子である受人へ無償譲渡し、山林として管理していくということです。申請地周辺は山林化しており、日照不足や鳥獣被害により耕作困難になったため、申請地には平成21年及び平成31年に杉が植林されており、今回、始末書付きで申請がなされています。雨水は自然浸透であります。土砂流出等の問題もありません。以上、受付番号4番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願いたします。

議長（1番）

次に5番の1件について、29番委員より説明をお願いします。

29番委員

議案第274号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号5番の1件でございます。申請地図面の19ページから21ページをお開き下さい。渡人は県外在住で管理ができないことから、近くに山林を所有する受人に山林として管理してもらうため申請されたものです。申請地周辺は山林化しており、申請地には昭和51年に杉を植林されていますので、今回、始末書付きで申請がなされています。周囲に農地はなく、雨水は自然浸透であります。土砂流出等の問題もありません。以上、受付番号5番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願いたします。

議長（1番）

次に6番から9番の4件について、15番委員より説明をお願いします。

15番委員

議案第274号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号6番から9番の4件でございます。まず、受付番号6番と7番は転用目的及び受人が同一者でございますので、一括して報告します。申請地図面の22ページから24ページをお開き下さい。渡人の養豚廃業に伴い申請地は荒地となっていることから、受人が杉を植林し山林として管理していくため申請されたものです。周囲に農地はなく、雨水は自然浸透であります。土砂流出等の問題ありません。

次に、受付番号8番と9番についても転用目的及び受人が同一者でありますので、一括して報告します。申請地図面の25ページから28ページをお開き下さい。申請地は湿田で耕作困難であるため、受人の所属会社（建設・リース業）の大型機材を集約管理する場所として令和3年に利用開始し、今回追認の始末書付きで申請がなされています。今回の申請地周囲には農地はなく、申請地を含む一体的な土地の周囲についても、西側は県道、南側は河川、北側は山林、東側は用悪水路で農地はありません。申請地はすでに砂利敷きで利用しているため、雨水は自然浸透で問題ありませんが、大雨時など余剰分が出た場合は、これまでどおり設置済みの側溝を経由し、南側河川へ排出させる計画であるため問題ありません。以上、受付番号6番から9番の4件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第274号、受付番号1番と4番から9番の7件について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第274号、受付番号1番4番から9番の7件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということでありますので、議案第274号、受付番号1番と4番から9番の7件は許可相当としますが、受付番号4番と6番と7番の3件は、事業面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会への意見聴取を行います。

議長（1番）

また、受付番号1番と5番と8番と9番の4件は意見を付して、県へ副申いたします。

議案275号：非農地証明願いについて

議長（1番）

次に議案第275号、非農地証明願いについて、受付番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第275号、非農地証明願いについては、受付番号1番と2番の2件を説明します。

非農地証明願いにつきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第2条第1項にあります耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために、農地以外の地目に変更するための証明願いとなります。

受付番号1番の1件につきましては、非農地認定基準の「10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地」のうち次のすべての要件を満たしている。

(ア)農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと

(イ)農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地でないこと

(ウ)集団性のある優良農地でないこと

に該当する申請となっており、申請書類上におきまして問題ないと思われま

す。受付番号2番の1件につきましては、「昭和51年7月5日施行『宮崎県証明書交付手続要領』にあります、非農地認定基準の「農地法施行(昭和27年10月21日)以前から農地以外の土地」に該当する申請となっており、申請書類上におきまして問題ないと思われま

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、6番委員より受付番号1番から2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

6番委員

議案第275号非農地証明願いについて、私の担当区域は受付番号1番と2番の2件でございます。

まず、受付番号1番について、申請図面の29ページから31ページをご覧ください。申請地の現況は原野であり、申請地周辺は、西側が貯蔵庫、東側・南側・北側は農地であります。現地を確認したところ、10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難な土地でありました。また、農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地ではなく、農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資

6 番委員

の対象となった農地でもなく、集団性のある優良農地ではないため、受付番号 1 番の非農地証明書の発行は妥当だと思われます。次に、受付番号 2 番について、申請図面の 3 2 ページから 3 5 ページをご覧ください。申請地は昭和 1 2 年頃に住宅が建築され現在は宅地となっており、農地法施行前の昭和 2 7 年 1 0 月 2 1 日以前から農地以外の土地であります。また、今後農地として復元して利用することが困難な土地でありますので、受付番号 2 番の非農地証明書の発行は妥当だと思われます。以上、受付番号 1 番と 2 番の 2 件について調査しましたが、非農地証明書の発行の要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく願います。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 2 7 5 号、受付番号 1 番と 2 番の 2 件について質疑に入ります。 質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 7 5 号、受付番号 1 番と 2 番の 2 件は、非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 2 7 5 号、受付番号 1 番と 2 番の 2 件は、非農地とすることに決定し証明書を発行いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

議長（1 番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前にあらかじめ市からの提出議案の面積、件数等を事務局より説明させます。

事務局

農業経営基盤強化促進法が令和 5 年 4 月 1 日に改正され、「農用地利用集積計画」が「農用地利用集積等促進計画」へ変更されましたが、農業経営基盤強化促進法附則(令和 4 年 5 月 2 7 日法律第 5 6 号)第 5 条各項により、施行日から起算して 2 年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるため、令和 5 年 6 月分も引き続き農地利用集積計画の審議をお願いします。それでは令和 5 年 6 月分につきましては、串間市長より令和 5 年 6 月 2 2 日付で、旧農業経営基盤強化

事務局

促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。

内容につきましては、議案第276号所有権移転が5件、面積が6,661㎡。議案第277号利用権設定が7件、面積が5,841㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第276号：農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議長（1番）

議案第276号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分ですが、審議に入ります前に6番委員と20番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 6番委員、20番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第276号は、受付番号1番から5番の5件であります。先に受付番号1番と3番と4番の3件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第276号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号1番から5番の5件であります。先に1番、3番、4番の3件について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項、第1号)今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある申間市の基本構想に適合するものであること

第2号イ)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号1番と3番と4番の3件については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われまます。

事務局

皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員

議案第276号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号1番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番と4番の2件について、19番委員より説明をお願いします。

19番委員

議案第276号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号3番と4番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号3番と4番の2件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第276号、受付番号1番と3番と4番の3件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですので、お諮りいたします。

議案第276号、受付番号1番と3番と4番の3件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番） 異議なしということですので、議案第２７６号、受付番号１番と３番と４番の３件は承認し市へ通知いたします。
暫時休憩します。

（ ６番委員 ２０番委員 入室 ）

議長（１番） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第２７６号、先ほど審議した受付番号１番と３番と４番の３件を除く、受付番号２番と５番の２件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 受付番号１番と３番と４番の３件を除く、受付番号２番と５番の２件について説明します。
事務局によります申請書類の審査においては、先ほど説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（１番） 説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、２３番委員より受付番号２番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

２３番委員 議案第２７６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号２番の１件を報告します。２番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号２番の１件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番） 次に５番の１件について、２４番委員より説明をお願いします。

２４番委員 議案第２７６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号５番の１件を報告します。５番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各１の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号５番の１件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第276号、受付番号2番と5番の2件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第276号、受付番号2番と5番の2件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第276号、受付番号2番と5番の2件は承認し、市へ通知いたします。

議案第277号：農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

議長（1番）

次に議案第277号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ではありますが、審議に入ります前に15番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。

暫時休憩します。

（15番委員 退室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第277号は、受付番号1番から7番の7件ではありますが、先に7番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第277号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分は受付番号1番から7番の7件ではありますが、先に7番について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第276号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満た

事務局

していると思われます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。ただいまの説明に対しまして、30番委員より受付番号7番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

30番委員

議案第277号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号7番の1件になります。7番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農用地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第277号、受付番号7番の1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第277号、受付番号7番の1件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第277号、受付番号7番の1件は承認し市へ通知します。暫時休憩します。

（15番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第277号、先ほど審議した受付番号7番を除く、1番から6番の6件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

受付番号7番を除く、受付番号1番から6番の6件について説明します。

議案第277号、事務局によります申請書類の審査においては、先ほど説明いたしました「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。また、受付番号1番から4番につきましては、所有者死亡により、相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が20年を超えない利用権設定の場合には、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られていれば足りるとなっております。受付番号1番から4番につきましては、契約期間が20年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られているため、該当要件を満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、24番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

24番委員

議案第277号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域であります受付番号1番の1件について報告します。1番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（1番）

次に2番から4番の3件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第277号、農業経営強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当は受付番号2番から4番の3件です。この3件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地利用の最適化が図られるため問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（1番）

次に5番の1件について、18番委員より説明をお願いします。

18番委員

議案第277号、農業経営強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当は受付番号5番の1件です。5番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当

18番委員

要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地利用の最適化が図られるため問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

次に6番の1件について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第277号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当は受付番号6番の1件です。6番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地利用の最適化が図られるため問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第277号、受付番号1番から6番の6件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第277号、受付番号1番から6番の6件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第277号、受付番号1番から6番の6件は承認し市へ通知いたします。

議案第278号：農用地利用集積等促進計画の要請について(新規)

議長（1番）

次に議案第278号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請についてであります。審議に入ります前に、18番委員に関する事案がありますので、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。

暫時休憩します。

(18番委員 退室)

議長 (1番)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第278号は、受付番号1番から6番の6件であります。先に5番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第278号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号1番から6番の6件についてであります。先に5番について説明します。

「農用地利用集積等促進計画の認可要件」につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項、

第1号) 農用地利用集積等促進計画の内容が、宮崎県の定める基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること

第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によりまず申請書類の審査において、受付番号5番の1件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま。

皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、5番委員より受付番号5番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員

議案第278号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号5番の1件を報告します。5番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第278号、受付番号5番の1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 7 8 号、受付番号 5 番の 1 件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 2 7 8 号、受付番号 5 番の 1 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

暫時休憩します。

(1 8 番委員 入室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 2 7 8 号、先に審議しました受付番号 5 番を除く、受付番号 1 番から 4 番と 6 番の 5 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

受付番号 5 番を除く、受付番号 1 番から 4 番と 6 番の 5 件について説明します。

議案第 2 7 8 号、事務局によります申請書類の審査においては、先ほど説明いたしました「農用地利用集積等促進計画の認可要件」であります、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、1 9 番委員より受付番号 1 番と 3 番と 6 番の 3 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1 9 番委員

議案第 2 7 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号 1 番と 3 番と 6 番の 3 件を報告します。この 3 件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありませ

19番委員

ん。ご審議方よろしく願いいたします。

議長（1番）

次に2番の1件について、18番委員より説明をお願いします。

18番委員

議案第278号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号2番の1件を報告します。2番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長（1番）

次に4番の1件について、24番委員より説明をお願いします。

24番委員

議案第278号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号4番の1件を報告します。4番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく願いいたします

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第278号、受付番号1番から4番と6番の5件について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第278号、受付番号1番から4番と6番の5件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第278号、受付番号1番から4番と6番の5件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。暫時休憩します。

（ 資料配布 ）

その他(提案・連絡事項)

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それではその他に入りますが、「令和4年度最適化活動の点検・評価」が配布されましたので、事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、今回の最適化活動に係る点検・評価については、令和4年2月通知の農水省ガイドラインによりまして、農業委員会は最適化活動を点検評価し、総会で承認した上で、市のホームページ等で公表する必要がございます。併せて、国への報告が義務化されておりまして、その実績値が最適化交付金の予算配分の算出基礎になっているところであります。そのため、これまで委員の皆様には各種活動やその記録簿の作成に格段のご尽力をいただいているところでございますが、今回、その結果を踏まえ、総会でのご審議を賜りたいと思っております。

それでは、目標設定や採点方法について説明しますので、P2、P3をご覧ください。P2が委員会用、P3が委員用となります。この表の見方としては、農業委員会であれば、表2にあります点数の合計が表1のどこに当てはまるかによって評価されます。また、委員の個別評価につきましては、活動日数関係の評価が加わっているところであります。まず、個別評価の結果としては、活動日数の目標7日に対し約11日の実績だったので、達成した6点と日数評価の8点が加算されます。次に、成果目標の達成状況ですが、農地集積の目標は集積率6割という高い設定となっておりますので、ここでのポイントは「目標達成の90%未満」の1点となっております。集積面積は、担い手への新規の契約件数が多かった方でも既存契約の終期や解約時の更新がされませんと、結果的に新規分としては低い数値にとどまった方もいたところでございます。次に、遊休農地の解消については、緑区分はなしとこれまで報告しておりますので、評価としては4点となります。また、新規参入促進に関する所有者等からの同意を得た面積につきましては、目標の3反6畝に対しおおむね達成をいただいております。こちらの採点では、達成率が100%以上は2点、110%以上が4点となっております。

事務局

個表の見方は以上ですが、P 4の一覧表をご覧ください。

総体的な評価としましては、辞任された2名の委員は新規参入促進の評価点の獲得はできなかったもので、「期待通りの結果」に留まっておりますが、皆様の評価としましては、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」評価となりました。これらを踏まえて、個表の自己点検・評価をお願いいたします。

それでは、別表の様式5を説明します。この内容が串間市農業委員会の点検評価結果でございまして、ホームページに公表する内容となります。実績値につきましては、全委員個別実績の積み上げになります。項目毎に目標に対する実績値及び達成率、農業委員会の点検結果を記載してございまして、最終的な評価としては、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」との評価結果になったところです。説明は以上でございまして、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございまして。今回は令和4年度農地利用最適化活動に対し各委員分と農業委員会分の令和4年度活動実績の点検・評価を公表するため本総会で意見聴取を行う必要がありますので提案いたしますが、まず、事務局より説明があった内容について質問があればお受けします。何かありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

それでは、最適化活動の実施状況や目標達成状況について、意見を記載する必要がありますので、皆さんから何かあれば出してください。

2番委員

令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、意見を述べさせていただきます。

まず、活動日数については、全委員が目標「月7日」を大幅に上回る、11日でありましたので、十分な活動を行ったと判断いたしました。次に、成果目標については、課題でありました担い手への農地集積については、戸別訪問による未契約分の貸借契約促進や農地中間管理事業の推進により一定の成果は見られたものの、担い手の離農や規模縮小、農地の悪条件による耕作困難等の要因により、耕作継続が困難であったため、集積率が伸びなかったと思われまいます。そのため、地域外や市外からの受け手の掘り起こしや新規参入の推進が必須であると思われまいます。以上、意見として報告します。

議長（1番）

ただいま、2番委員より意見が出されましたが、この意見を委員総意の意見とすることに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、2番委員から出された内容を、総会意見とすることに決定いたします。

議長（1番）

それでは以上を持ちまして、第37回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和5年6月30日

1 番 (会長) 川崎 善昭

議事録署名委員

9 番 安永 博行

1 1 番 井手 重則